



で、かからぬような予防措置を諸外国のようにおやりになったらどうですか。そうするためには、これは全然鉱業法に含まれておりませんから、鉱山保安法で一般工場労働者と同じだということになっておりますから、その点は改正して、嚴重に規制して、發病を防ぐような方法ができないか、こういうことです。

○國務大臣(福田一君) 實態を十分調査させて、もしお説のとおりでございすれば、ひとつ対策を考えてみたいと思ひます。

○阿部竹松君 変えるということは、そのとおりであれば変えるということとは、鉱業法改正のときに、私の言うとおりであれば変える、こういうことですね。

○國務大臣(福田一君) 調査をした上で、いかなる措置をとるかということを含めていきたいということ、鉱業法とは今直接私は関係しておらないのであります。

○阿部竹松君 局長、それでいいですか。

○政府委員(川出千速君) 工場のほうも鉱山のほうも、そこに従事する人の衛生に関することは、現在労働省の所管になっておりますので、鉱業に入ってから通産省の所管ということになっていないのですから、その点だけ申し上げておきます。

○近藤信一君 ちよっとお尋ねしておきたいのですが、今度鉱業法の改正がございしますと、酸性白土やそれからベントナイトとともに、陶石も鉱業法の法定鉱物に追加されると、こういう話だということですが、今まで採石法の対象になっていた陶石が、鉱業法の

改正によりまして鉱業法に移されると、今度鉱業権を付与されなければ採掘することができないと、こういうことになりませんが、これはいうまでもなく陶石は陶磁器の原料でございしますから、鉱業法の対象鉱石と、こういうことになったために、今度採掘について取り締まりが嚴重になってくると、こういうふうに思ふのですが、そうしますと、採掘しにくくなることは当然でございしますし、原料もだんだんと減ってくるということになるから、自然と今度製品というものは高くなる、原料も高くなると、こういう結果になると思ふのですが、その点はどうですか。

○政府委員(川出千速君) 鉱業法の改正につきましては、まだ政府内でも案を検討中でございまして、最終的に国会に出す運びになっておりませんが、鉱業法改正審議会の答申によりまして、たゞいま御指摘のように陶石あるいは酸性白土等を法定鉱物に追加したらどうかという答申がなされております。その線に沿って改正をいたしておるわけでございします。

法定鉱物に追加されまると、保護の度合いが強くなりますが、同時に監督は強化されるわけでございまして、陶石等の国民経済上におけるウェイトが高くなることに着眼をして、鉱物に追加をするわけでございします。国の保護等は当然従来よりも厚くなるわけでございします。法定鉱物になったがために価格が上がる、あるいは生産が少なくなるといふようなことはないわけでございまして、むしろ生産もふえる、需要もふえて参るわけでございしますから、そういう点に着目をして追加する

わけでありますので、そのような事態はないかと思つております。また、ないよう行政指導しなければいけないと思つております。

○近藤信一君 陶石を採掘したあと、この事業場の、これは資料が出ていますが、どもしろろと見て非常に危険じゃないかと感ずるような箇所がずいぶん見受けられるのですが、そういう点に対する何か指導というふうなことは、やっていますか。

○政府委員(川出千速君) 現在は鉱業法の適用を受けておりませんので、その作業の方法について特別の事前の監督という制度はないわけでございします。實際上の行政指導なり監督はいたしております。法規に基づき監督はな

いわけでございします。鉱業法上の鉱物となりますと、これは施業案の認可なりその他に關しまして嚴重な監督を受けることになっております。

○近藤信一君 公害の問題もそういう点から起つてくると思ふのです。したがって鉱業法が改正になればそういう問題なんか解消されていくのですか。

○政府委員(川出千速君) 鉱業法の鉱物になりますと、これは例外なく作業につきましてはあらかじめ施業案の認可を受けなければなりませんし、今度の鉱業法の改正によりまして、さらにこの監督は強化される案になろうかと思つております。したがって従来の採石業よりは監督ははるかに嚴重になろうかと思ひます。

○近藤信一君 いただいた資料の中に「最近における採石業と公益等との紛争事例」の資料ですね、これを見ますと、指示したり勧告したりということ

が相当あるわけなんです。具体的に解決したというの若干あるようでございますが、この指示したり監督したり、その結果その後におけるあれは何も出ていないのですが、これをちよつと説明していただけませんか。

○政府委員(川出千速君) これは採石業の届け出を受けておりますのは通商産業局長でございまして、通商産業局長のほうから報告を過去において受けました事例を掲げたわけでございまして、現在の採石法の運用、あるいは行政指導と申しますか、それによりまして解決した事例もあるということでございます。

○近藤信一君 通商産業局長のほうの管轄で、鉱山局のあれでないから、こういうことになっていふと思ふのですが、この中にはやはり具体的に対策を立てたのと、勧告、指示した、そのしつぱなしというのとありますね。それはあなただけのほうでは通産局のほうから何か資料をもらつていないのですか。

○政府委員(川出千速君) これは全国の地方通産局長から報告を取つたものでございまして、實際問題としましては現地で解決をした事例でございします。

○近藤信一君 これは阿部君の質問に重複するかもしれませんが、ちよつと席をはずしておりましたので。今度の改正の中で「採石法の概要」の中の内容、これの2に、「他人の土地において」云々とありまして、それから「所有者がこれを拒否したときは、通商産業局長の決定により強制的に採石権の設定をすることができると開いたこと」というのですが、強制的に採石権の設定をするということはどういう

ことですか。人の土地を勝手に強制的にできるのですか、法的に。

○政府委員(川出千速君) これは非常に簡単に書いてございしますが、採石権の設定は、これは土地所有者と採石業者との間に行なわれる任意の契約でございします。土地所有者との間にいろいろ話がかない場合に、採石法に基づきまして通産局長の許可を受けた上で、採石権の設定につきまして協議をすることができるとなつております。それで協議が整わない場合には、通産局長に採石権の設定につきまして裁定を求めることができることになっております。通産局長は公聴会を開き、よく意見を聞いた上で裁定を下すことができるわけでございします。したがって、これは任意契約をいわば強制することになりますので、強制設定というふうな表現をとつたわけでございします。實際問題といたしましては、事例としては現在一つもないわけでございします。

○近藤信一君 まあ御説明でよくわかりますけれども、任意契約で人の土地を採掘するわけですが、やはりいろいろ紛争が解決できないとき、人の土地を強制的にやるといふことは、僕はこれはちよつとどうかと思つたのだけれども、そこまで重要なこととあつたのほうではお考えになつておられるのですか。

○政府委員(川出千速君) 採石法の対象になつております岩石もやはり一種の地下資源でございまして、これは経済的に有効に使うことが必要だと思ひますが、それを有効に使う場合に、土地の所有者がやる場合には、これは問題が起きないわけでございします。土地

所有者以外のものが開発しようとし  
す場合に、多くの場合には賃借権で  
なわけてゐるのが実例でございます  
けれども、場合によりまして土地所有者  
がどうしてもそういう契約に応じない  
ような場合は、国土の資源開発とい  
う点に着目いたしまして合理的に開発を  
するためには、例外的にこれは通産局  
長が裁定するわけでございますので、  
両方の言い分なり利害関係等を比較考  
量の上で公平な立場でやるわけでござ  
いますので、そういう例外的な道を開  
いておいてもいいんではないかとい  
うのが現行採石法の建前でございま  
す。ただし、そういうような事例は現在  
のところ、まだ一件もないというこ  
とでございます。

○近藤信一君 この場合は、おおむね  
ダム関係の山で採石する場合ですね、  
こういう場合が多いと私は思うので  
ございますか。

○政府委員(川出千速君) いろいろ  
場合があると思いますが、ただいま  
御指摘のような例も相当あるかと思  
います。

○近藤信一君 それから土地所有権、  
土地の賃借権、これはどちらでもい  
うことですか、採石権を設定する  
場合。

○政府委員(川出千速君) 鉱業法の  
物の場合には、鉱業権を国から設定さ  
れないと、これは鉱物掘採ができません  
わけでございますが、岩石の場合で  
ございますと、土地所有者は当然に土地  
所有権の一部でございますので掘採が  
できるわけでございます。土地所有者  
以外の方が掘採をする場合には、土地  
所有者になるか、あるいは賃貸で借り  
て掘採するか、あるいは採石権を土

地所有権の上に設定をいたしまして掘  
採をするということで、三通りの方法  
があると思います。土地所有権と、土  
地賃借権、それから採石権、三つの方  
法があると思います。

○委員長(赤間文三君) ほかに御質問  
がございませんか。——なければきよ  
うはこの程度で散会いたします。

午後二時二十分散会

昭和三十八年五月二十一日印刷

昭和三十八年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局